
平成24年度第2回石狩市市民参加制度調査審議会

日 時 平成25年3月21日（木） 午後6時30分～午後8時00分

場 所 市役所本庁舎5階 第1委員会室

出席者 渡邊信善会長、徳田昌生副会長、西野悦子委員、浅野みゆき委員、石丸千登勢委員、井出美沙委員、蜂谷健一郎委員、我妻信彦委員
(欠席：三浦ひとみ委員、宮田民子委員、向井邦弘委員、清水祐美子委員)

【事務局】 企画経済部長 加藤龍幸、
協働推進・市民の声を聴く課長 林俊次
協働推進・市民の声を聴く課主査 岩本隆行、清水千晴
協働推進・市民の声を聴く課主任 手島 衷

傍聴者 1人

=====

【渡邊会長】

みなさんお疲れのところ、ご参加いただきまして、本当にありがとうございます。本来ならば、年内にこの会を開こうと打ち合わせをしていたところでございますが、私の健康管理が行き届かず体調を崩しまして、1月から2月まで入院することになり、この会議が今日になりました。委員の皆様、事務局の皆さんに大変ご迷惑をかけました事をここに深くおわびします。

今日は、平成24年度の最後の会議となります。従って、第1回で出された意見の整理と、この審議会のあり方について皆さんの意見をまとめ、来年度第2回の会議で答申していこうと思っておりますので、その点十分ご留意の上、活発に意見を交わしていただきたいと思っております。

それでは只今から、平成24年度第2回市民参加制度調査審議会を開会いたします。第1回の審議会欠席されました西野委員と井出委員は自己紹介をお願いします。

【井出委員】

一般公募の井出美沙と申します。普段は花畔にあります「社会福祉法人たんぽぽのはら」のパン菓子工房パーケリーにて、職業指導員として勤務しております。

【西野委員】

花川南で司法書士をしております西野悦子と申します。青年会議所でいろんな立場で活動しております。どうぞよろしくお願いたします。

【渡邊会長】

本日は、厚田・浜益方面の吹雪などにより、清水委員、三浦委員、宮田委員、向井委員が欠席になっておりますので報告いたします。

本日の議題は平成 23 年度の市民参加手続きの実施状況について、継続して審議いただくようになっております。それでは議事に入りますが、前回の資料 1 と資料 2 の修正について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（岩本主査）】

それでは私の方から、前回の会議により修正しました資料 1、2 について説明します。昨年 12 月の第 1 回審議会で皆様からご指摘いただいた点を修正した資料を事前にお送りしております。主な修正点は、2つの資料の見やすさと関連性を分かりやすくするために、まず、資料の冒頭に説明文を記入し、資料 1 の表中にある審議会等が、資料 2 のどの審議会に該当するのかわかるよう、資料 1 の「審議会等名称」の後ろにかっこ書きで資料 2 のナンバーを記入しました。こうすることで、市民参加手続きとして行われた審議会が、資料 2 のどの審議会に該当するかお分かりいただけると思います。

皆さんにお送りした後で、分かりやすくなったというご意見をいただきました。この資料に関して修正の指摘は特になかったので、本日はこの資料をもとにご議論をいただければと思います。

前回と多少重複するところもありますが、改めて資料 1 と資料 2 の説明をさせていただきます。

まず資料 1 の平成 23 年度市民参加制度手続きの実施状況についてです。この資料は昨年度行った市民参加手続きにおいて、市がどのような手法を使って、市民の声を聴きし、どのくらいの人に参加したのかをお示しする資料です。表にある「終了月日」は、審議会であれば答申日、パブリックコメントであれば意見公募の期限日など、市民参加手続きを終えた日を記載しています。表にある「参加人数」は、諮問案件を審議した回などの審議会等に出席した委員の合計です。

今回の資料の見直し作業を行っている中で、集計の誤りが見つかったので何点か訂正しています。まず、総務課の市民参加手続きのテーマである「各地区防災計画の作成」のためのワークショップ等の開催に厚田、浜益分を含めていなかったことから参加人数を訂正しております。次に情報推進課「柔道整復施術療養費支給申請書の写しの提供について」など平成 24 年 3 月 22 日に開催した情報公開・個人情報保護審査会で審議した 3 件を追加しました。また、企画課「平成 23 年度行政評価（施策・事業）の作業中間報告」の参加人数、高齢者支援課「要介護認定・要支援認定の審査判定」の参加人数、建築課「札幌圏都市計画地区計画の変更（花川北地区）」とその下の「札幌圏都市計画公園の変更（花川北三角公園）」の審議会の参加人数をそれぞれ訂正しています。皆さんにお渡ししている資料は、修正後の資料になります。

以上から、最後の合計もそれに合わせて訂正しています。なお、「要介護認定・要支援認定の審査判定」については、理由は不明ですが、これまで開催回数に関わらず参加者を 15 人と固定していたため、今回の修正に合わせて、平成 22 年の数字も他の審議会と同じように述べ人数に直しました。多くの訂正があり誠に申し訳ございませんでした。

次に資料 2、平成 23 年度の審議会の開催状況です。この資料は、昨年度実施した全ての審議会の開催状況になります。前回の資料との変更点は、HP 掲載日とあい・ボード掲載日の欄を削除し、出席委員数を新たに追加した点です。HP 掲載日とあい・ボード掲載日の欄については、この審議会が創設さ

れたときから、公表漏れをチェックするために設けられ、手続的な漏れが多かった当初は重要な意義がありましたが、現在ではこうした漏れは殆ど無いことから、審議会の資料としては一定の役割を終えたと判断し削除しました。代わりに、出席委員数の欄を、前回の審議会でいただいたご意見に基づき加えています。網かけの欄が市民参加手続きに該当する審議会等の参加人数です。これは、資料1と連動しています。以上、資料1、2の説明を終わります。

【渡邊会長】

それでは平成23年度の市民参加手続きの実施状況について、ただいま説明があった部分とあわせ、資料3、4を含めて、意見・質問等あればお訊きしたいと思います。

【徳田副会長】

今回作っていただいて、非常に分かりやすくなったと思っています。一つご質問ですが、資料2のNo.63から66について、高齢者支援課で地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会の2つがありまして、開催日が同じになっていますが、同じ日に2つの委員会を続けて開催したということなのでしょうか。

【事務局（岩本主査）】

今ご質問のあった審議会につきましては、2つとも高齢者に関する審議会ということで、委員が全く同じメンバーとなっており、開催当日は、最初に包括の審議会を行い、引き続き地域密着サービスの審議会を行っております。

【徳田副会長】

ありがとうございました。

【渡邊会長】

他にありませんか。

【事務局（岩本主査）】

一ヶ所訂正があります。今私のほうで出席委員数について、2つの審議会を全く同じ日と申し上げたのですが、7月8日に行った人数がそれぞれ9人と10人ということで、同じではありませんでした。お詫び申し上げます。

【渡邊会長】

他に質問はありませんか。こんな内容でこんなことが行われているけれども、これは必要だったのか、これはこうした方がいいのではないかなどという観点から発言をいただければと思います。

【浅野委員】

資料2についてです。修正後の資料では、HP掲載日とあい・ボード掲載日の欄を削除したということですが、それらの掲載日を知りたい場合は、何を見たらわかりますか？

【事務局（岩本主査）】

ここに記載した審議会等の開催について、HP掲載日とあい・ボード掲載日を知りたいということでしょうか。

【浅野委員】

そうです。先ほどおっしゃったように、以前は公開の漏れなどがあつたりしたので載せていたけれども、現在はそういう漏れなどもなくなったので、修正後の資料では載せなくてもいいのではないかということでしたが、もしHP掲載日とあい・ボード掲載日を確認したいと思った時にはどこを見ればわかるのかお伺いします。

【事務局（岩本主査）】

こちらの欄については、削除する予定ですのでどこにも掲載していません。もしこの場で審議委員さんから載せるようにと要望があれば、載せることは可能です。前回の審議会でご意見いただいたように、制度が概ね軌道にのっているということであれば、そこまで細かい数字を出す必要は現在あまり無いと思いました。

【浅野委員】

わかりました。

【渡邊会長】

他にないですか。

【西野委員】

前回の会議に出席できなかったもので、どんな議論がされたのか分からず申し訳ないのですが、パブリックコメント手続きについて、やはり意見を言っている方が少ないように思います。パブリックコメントの実施件数は、平成22年度に比べて平成23年度は2件増えていますが、いろいろなパブリックコメントがなされているにも関わらず、提出される意見の数は極めて少ないのではないかと思います。あい・ボードなどにパブリックコメントの資料が入っていて、私も時々取り出して見たりしているのですが、資料には「市民からの意見というのを募集しています」と書かれていても、どれを見ても専門的で難しく、どんな意見を欲しいのかというような要点がいまひとつ分からなかったりします。パブリックコメントは、とても良い制度なので、もっと活かせるようにしていただきたいと思います。例えば訊き

たいことの要点だったり、もっと分かりやすいパンフレットを一つ挟めるなど工夫を是非していただきたいなど個人的に思いました。

【渡邊会長】

意見をできるだけ多く吸い上げる方策ですね。

【西野委員】

そうです。私は司法書士なのですが、法律が変わる時などには、司法書士会の専門的な研究している委員会の方にパブリックコメントの情報をくださることが多く、やはり専門的な内容です。でも市が行う場合、パブリックコメント手続きで意見を提出するのは市民なので、全く知識のない人に対して、この手続きを実施する際には、どういったことを訊きたいのかという投げかけをするのは重要だと思います。資料をもっと分かりやすくしたり、もしかしたらパブリックコメントという名称もふさわしくないのかなと少し思いました、

【渡邊会長】

事務局は今までやってきて、パブリックコメントのあり方や意見の募り方について、今西野委員が発言されたようなことに対する考えがあるのではないですか。

【事務局（林課長）】

たしかにパブリックコメントの件につきましては、関心のあるないということに加え、西野委員が今おっしゃったように、専門性があるとなかなか意見が出てこないというのは現状としてあることは事実です。これまでもあい・ボードに掲示するものは、なるべく表現について分かりやすく努めているつもりなのですが、今委員がおっしゃられたことを受けまして、広報への掲載の仕方につきましても、さらに検討をしていかなければならないと思っています。パブリックコメントという表現については、これを直す、直さないというのを含め、ご意見として検討させていきたいと思っております。

【渡邊会長】

このパブリックコメント手続きに参加した人数の中で、ある方は何に対しても言ってくるが、他の意見提出者の広がりがなく、意見を提出する人が固定化しているという傾向はないですか。

【事務局（岩本主査）】

正直申しましてあります。

【渡邊会長】

市民参加手続きに関心のある人が意見を言うというのが多くなるのは、悪い事はないですが、それを

どうやって広げていくかというのが難しいですね。

【徳田副会長】

私もパブリックコメント手続きは非常に重要だと思っています。少なくともそういう制度があれば、意見を出したい時に出すことができるということで、非常に重要だと思います。ただ、一般の市民感覚からすると、パブリックコメントを出すというような雰囲気はあまりない。ざっくばらんに意見交換する時にはどんどん意見が出るのですが、書面でパブリックコメントとして出す場合は構えてしまい、ちょっと出しにくいような状況が一般にあるのではないかという気がします。制度的にはパブリックコメント手続きを持ちながら、何か別の方法で、自由に一般の方々の意見を吸い上げるような形も必要なのではないかということが一つと、パブリックコメントを出す時に、今は意見を手書きで書いてFAXやメールでも提出が可能というような形だと思うのですが、パソコンを使っている人にとっては、このフォーマット自身が、すぐダウンロードなりで入手できて、パソコンで簡単に入力して送るような形にしてあげればいいかなと思います。手書きで書きますと、間違いなどがあり、書き直しも生じるのですが、パソコンで直接入力出来るような形もお考えいただくのも一つかと思います。

【事務局（岩本主査）】

パブリックコメントの情報はあい・ボードとHPにも掲載しておりまして、そこから記入用紙をダウンロードできるようになっています。この記入用紙を使って送ってくださる方もいますし、最近ではメールでもご意見を送ってくださる方が多いです。

【徳田副会長】

パブリックコメント記入用紙に「記入用紙はHPからダウンロードできます」と一言書いておいていただくと利用できますね。

【渡邊会長】

工夫ですね。それもまた検討ですね。

【石丸委員】

パブリックコメントが行われているのは私自身もよく見かけますが、お話にあったように専門性があってなかなか分からない部分があり、声を出せないということがありました。今の話を聞いても、パブリックコメント手続きについて色々検討するという所は確かにそうだという部分もかなりありました。もう一つ、このパブリックコメントの手続きには、例えば水道とか、確かに専門性があるものがあって、厚い資料をつけて、あい・ボードに設置して下さっていますよね。前よりは多く資料をつけて下さっているような気がします。いろいろなことを市役所は活動していますが、いろいろな情報を一から自分達で探して意見を提出するための、そこまでの時間的余裕もないし、市の活動をずっと追いかけて詳

しくならないと、パブリックコメントで意見を提出するのはなかなか難しいです。パブリックコメント手続きには、意見を募集するという役割の他にも、市の情報を市民に提供する、情報を開示している役割も大きいのかなと自分では思います。毎回たくさんの情報を発信してくださっているという感じがします。確かに寄せられる意見の数が増えなければというのものもあるのかもしれませんが、石狩はこういう風に市民の間になんとかいつも情報を公表しているという安堵感というのも大事だと思います。専門性のある分野の場合もありますし、意見を求めるところはどこかをかみ砕いて検討するなど、まだまだパブリックコメントについてはたくさん話合わない、すぐには解決出来ないのかもしれませんが。時間をかけてその方向性を見出していけたらいいのかなと思いました。

また、話しが重複するかもしれませんが、傍聴するというのもなかなか難しいと前から思っていました。厚田の方で7人傍聴という時がありますね。厚田区の地域性もあるかもしれませんが、傍聴者7人はとても魅力的な数字だと思いましたし、どうしたらこのように集まれるのか、ちょっとそのあたりも興味がありました。

【渡邊会長】

傍聴できることについても、いろいろな所でPRした方がいいですよ。これは地域協議会ですから、地域の振興についていろいろ話し合ったのだと思います。内容は事務局でおさえていますか。

【事務局（岩本主査）】

テーマの内容で7人来られたと記憶しています。

【渡邊会長】

いろいろな委員会や審議会等もたくさんありますから、そういった部分で傍聴をしていただくというのも、市民参加の一つだと思います。ただ議会にも傍聴がそんなに無いわけですから、なかなか難しいのかもしれませんが。議会も何か問題があればたくさん来るときもあるし、来ないときもある。なかなか傍聴を呼び掛けるのは難しいですが、できるだけ市民参加の一つとして、根気強く呼び掛けていくことが必要かもしれません。

【井出委員】

私も石丸委員と同じように、傍聴の少なさについて気になったのですが、事務局としてはこういった傍聴の呼びかけをどのような形で行っているのでしょうか。例えば、この市民参加制度調査審議会が開催されますが、傍聴できますといった周知とか。

【事務局（岩本主査）】

特に、傍聴者のことだけを意識してPRをしているというわけではないのですが、市民の声を活かす条例の中で、HPと情報公開コーナーと広報とあい・ボードと、公表で用いなければならない手段が4

つ出ていますので、それに基づいて公表しています。あい・ボードであれば、何月何日の何時にどこで、どのようなテーマで実施しますというような形です。

【渡邊会長】

特に「傍聴可能です」というようなことは、書き入れられないのでしょうか。

【事務局（岩本主査）】

基本的には、石狩市の審議会は個人情報に関するものを除き、公開制のため、非公開ものだけ「非公開です」ということで、お知らせしています。

【浅野委員】

広報などで、「こういうのをやるので傍聴できますよ」みたいなものって載っていませんでしたか。

【事務局（岩本主査）】

広報原稿は2カ月前に入稿しないと間に合いませんが、審議会の開催日程は2カ月前よりも短いスパンで決まるため、広報には載せられないです。

【浅野委員】

勘違いしていました。

【事務局（林課長）】

それで身近にあるのが、あい・ボードです。毎週このあい・ボードに、審議会の開催情報は載せております。非公開のものは非公開ですが、傍聴できますと毎週必ず出しています。あとHPを見られる環境にない方もいらっしゃると思いますので、パソコンがある方はHPを見ていただき、無い方はあい・ボードが一番身近な情報源ではないかと考えています。

【渡邊会長】

他に何かありませんか。今の話について意見もしくは関連していることでも結構です。

【蜂谷委員】

私もあまりよく把握はできていないのですが、審議会によって回数のばらつきがありますね。一市民の立場から言わせていただくと、回数が少なくて中身が濃いものであれば参加しやすいのかとか、厚田、浜益のように、毎月開催されていないと忘れがちになってしまうのではなど、考えました。もちろん内容によって必要な回数っていうのはあると思いますが、ばらつきがあるのはどうなのかなと思いました。

【渡邊会長】

審議会だとか委員会の開催回数という意味ですか。

【蜂谷委員】

そうですね。

【渡邊会長】

事務局でなにかありますか。

【事務局(林課長)】

いわゆる諮問答申を行う審議会におきましては、やはり答申までの日程やスケジュールの中で答申に向けての審議をしていくということで、審議の事務方としてほしい何カ月ぐらいのスパンで考え、答申を出していただきたいというスケジュールになりますので、回数は決まってきます。地域協議会は、そういう答申とかではなくて毎月各区の地域協議会委員の方が話し合っていて決めていくということで、おのずと回数設定は違ってまいりますので、どちらが効果的だとかということはなかなか図れないという気はしています。審議会の目的などにより、回数は決まってくるということでご理解いただければと思います。

【事務局（加藤部長）】

補足させていただきますが、担当課長が説明しました厚田と浜益の地域協議会は法律に基づくものですので、合併後の厚田区、浜益区のまちをどうしようかという形で語り合う場なものですから、基本的にひと月に一回行っております。それと資料2の最初のページにある企画課の行政評価委員会、これを見ていただければおわかりになりますが、上半期にものすごく集中しています。行政評価委員会は4月から8月まで、前年度に市が行った仕事、業務をさまざまな形で評価をしていただくものですから、メニューが多くて、委員の方たちにはご尽力いただいたのですが、限られた期間内にご議論をいただいて私どもの方にご提言をいただくというものですから、通常審議会や委員会、また地域協議会とそれぞれの審議会等の中身によって回数というのは異なるという風にご理解いただければと思います。

【渡邊会長】

前回この場でも申し上げましたが、市民参加制度は10年という節目を迎え、これからさらにまちづくりに活かしていかなければならないという時代になってきていると思います。ご存知のように、国の財政事情は悪化し地方交付税や補助金などが削られるなど、大変な時期を迎えています。そのような中で、住民のためのまちづくりを、少ない予算を有効に使うため、みんなで知恵を出して取り組んでいくことが、非常に大切になっております。従ってこの制度の役割は、行政や住民の役割がきちんと果たされているかをチェックしながら、より市民参加を増やし、良いまちづくりに寄与していかなければなら

ず、非常に大切な時にきていると私個人では思っております。これまでは行政が意見を求める、住民が意見を言う、以前はすべて行政が責任を持って行ってきましたが、これからは意見を言っていて、住民の義務というか責任といったものをそれなりにもっていただく時代になったと思っております。いろいろな意見がありますが、これからますます市民参加が重要になると思いますので、パブリックコメントの内容は専門的ですから、意見を言う時にはきちんとした形で、また、意見が言えなくてもこういう方向で行政が進めるべきではないか、何か物を作るときでも、こういう方向性がいいのではないかというのことは発言できると思います。細かい所は別にして、住民一人一人がそういうことに関心を持っていただければ、それが大きな力になっていくと思いますので、今意見のあったパブリックコメントや傍聴の件も、市民が行政に対する興味、関心を持っていただくための一つの大きな力になっていくと思います。これからも、いろいろな面で皆さんの意見を聴きながら、そうした方向にいきたいなと思っております。

【石丸委員】

もうひとつ初歩的なことを訊きたいのですが、私も参加したことがあります、子どものことを話し合う会議とか、審議会という名称が付かない会議もありますが、審議ではないから審議会ではないのでしょうか。話し合っている内容が審議会と重なるような重要な案件もテーマとしていることがあるので、審議会とは何を指すのか教えてもらえますか。

【事務局（林課長）】

この市民参加手続きマニュアル2010の中での7ページ「審議会等とは」に記載していますが、法律、条例を根拠とする付属機関と、条例ではありませんが、規則、要綱等を根拠とするものを「審議会等」としています。

【渡邊会長】

名称は分かりませんが、地域が主体となって、先生や父兄、あるいは町内会の役員など地域の住民が集まって、地域の学校の支援対策を検討するなど、市の条例や法律に基づかないで任意で検討の場は作れますし、検討の形はいろいろあると思います。市として必要であれば、内容によっては市が主体となって審議会なり委員会なりに移行してやっていくということは、あり得るかもしれません。

【井出委員】

資料2に記載の企画課の行政評価委員会のすべての会議において、開催日から議事録確定日まで相当期間が空いていますが、何か理由はあったのでしょうか。

【事務局(岩本主査)】

総合計画の戦略計画の後期見直し作業等が重なったことが要因です。なお、今年度の議事録作成まで

の期間は 30 日前後で推移しています。

【井出委員】

ありがとうございます。

【渡邊会長】

他に何かありませんか？

【西野委員】

手続きの手法についてお伺いしたいのですが、手法は大枠で5つほどありますが、各担当課はどのように手法を決めていますか。

【事務局（岩本主査）】

ケースによります。例えば、専門的な知識を必要とするような案件でしたら、パブリックコメントよりも専門家が集まる審議会の方が意見をいただく上で適切と考えますし、広く市民の方に義務を課すとか、施設の利用料金を定めるなど生活に大きな影響を与えるものは、審議会のような少ない方たちだけで決めるのではなくて、広く意見を聴いた方が良いのでパブリックコメントを基本と考えます。また、両方やった方が効果が高いと判断した場合には、両方実施します。昨年度の市民参加手続きとして、各テーマについてどの手法を用いたかは、今ご覧いただいている資料に書いてありますが、この市民参加手続きの案件に対して、この手続きだけでは足りないですとか、こんなに手続きにコストをかける必要があったのかといったご意見があればこの場でいただければと思います。

【西野委員】

ありがとうございます。なぜこのような質問をしたのかといいますと、平成 22 年度に比べて平成 23 年度は意見交換会・アンケートが 6 件増えています。個人的な意見になりますが、市民の立場から考えると、審議会は団体推薦などで声をかけていただいたり、または、たまたま目に止まって応募したりとか、そういった限られた人で構成されています。でも、アンケートであったり、意見交換会であったりといった手法で募集するともっと参加しやすいですし、もっと現場の意見を聴けるのではないかと個人的に思いました。また、例えば、市民参加手続きのテーマが障がい者福祉計画の策定の場合、アンケートや意見交換会をもっと採用して、計画を立てる前に、現場で困っている人たちに「もっとこうなってほしい」「こういう計画を立ててほしい」という様な意見を訊いてから計画を立てていただきたいなと思いました。その方が市民の意見を取り入れやすいのではないかと思います。個人的な意見で申し訳ないのですが、せっかく昨年に比べて 6 件も増えたので、できればこのアンケートや意見交換会をより採用していただいて、各現場に「意見交換会をするから来て」という形で実施していただけたらなと思います。

【事務局(岩本主査)】

まず、計画が決まってからパブリックコメントを行うものではありません。パブリックコメントに出すのは基本的に原案なので、市民の方からご意見をいただいて、十分変更可能な案なので決まっているわけではないです。それと、アンケートと意見交換というお話でしたが、第5次の審議会まで委員の皆様から今おっしゃられたように、「この議題についてはアンケートや意見交換をすべきだったのではないか」といったご意見をいただいてきております。皆様からも、具体的なテーマを挙げ、アンケートの必要性などについてご意見をいただくと有難いと思います。いただいた意見をこちらで担当課に伝え、お返事することも可能ですので、よろしくお願いします。

【西野委員】

パブリックコメントについては、決まってから意見を募集するという形ではないのですね。資料を見たときに、すごく緻密に記載されていたため、これを変更できるような意見を言うのはなかなか難しいのではないかと思います。勘違いしていました。例えば、意見交換会をやったらどうだろうかと思ったのは、障がい福祉計画や高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定などでしょうか。あと石狩市住生活基本計画の策定など、まちがどのようになっていくかというのは、建設会社さんや、町内会長さんなどに集まっていただいて意見交換をするというのではないかと思います。もし他の方からも意見があったら聴かせていただければと思います。

【徳田副会長】

先ほど私は、パブリックコメントは必要で残しておくことが重要だと思うが、その他の意見を吸い上げる方策は無いかということをお願いしたのですが、イメージをしておりましたのは、意見交換会的なことです。パブリックコメントを求めるテーマを3つか4つまとめて意見交換会をするような機会を設定できないかと思いました。事務的には大変かと思いますが、例えば、平成23年度にパブリックコメントは14件ありましたが、いくつかのパブリックコメントを合算して、年3回くらいに分け、意見交換会を開いてはいかがかと思います。そのうちの一つのパブリックコメントに関心を持って来られる方も、他の案件の説明を受けた時に、意見をお持ちだったら意見を出しやすいような形になると思います。パブリックコメントに意見を文章化して出すのは、皆さんどうも抵抗があるのではないかと感じられますが、口頭で意見を述べられる機会を設けてはどうか。個々の案件について意見を求める意見交換会も一つの方法だと思うのですが、パブリックコメントを行うということは市民の意見を聴きたい訳で、それを1つの案件ではなくて、まとめて聴くような形の意見交換会というのも考えられないかなと思います。

【浅野委員】

一度に集まり、いろいろな話ができるのは時間短縮にもなり良いことだと思いますが、パブリックコメントに意見を出すにあたっては、資料を読み、考える時間が必要なため個別に開催していると思うの

で、一度に開催するのではなく、各々で行ったほうが良いのではないかと思います。最初のころは、パブリックコメントに係る資料もついていなかったのが、資料を添付するようになるなど、少しずつ良い方向に変わってきているので、長い目で見ていくことも必要ではないかと思います。

【渡邊会長】

住民の声を聴くということは大切ではありますが、効率的にやらなければならないという面もあります。学校や教室の改築まで市民参加手続きを行ってきたという事例もあるようですが、やはり地域の人とそこを使う人に集まっていただき意見交換を行い、それを行政に活かしていくため、市民参加手続きが必要になりますが、人件費や時間もかかるため、私は、テーマを絞り、将来のまちづくりに関することは当然やっていかなければなりません、その時々に応じ重要なものを行う方向が良いのではないかと思います。どういう方向・方法で意見を聴けば、より効率的に上手に反映できるかを含めて次回、皆様の意見をいただきたいと思いますので、皆さんも頭の中に入れておいてください。

他に何かございませんか。我妻委員、逆にこんな意見がほしいというものはありませんか。

【我妻委員】

今、会長がおっしゃられたとおり、テーマもそれぞれ違うわけですし、関心をもっている事柄もそれぞれ違うわけですから、多様な手法というのがやはりあった方がいいのではないかという風に思います。

【渡邊会長】

それでは、次の審議に移りたいと思います。事務局からあい・ボードのデザインについて、新たな市民参加の実施について、審議会のインタビューについて説明を求められております。

【事務局(岩本主査)】

これからあい・ボードの報告関係案件に移ります。まず説明が遅くなってしまいましたが、今日皆さまの机の上に、「市民からの意見を募集しています」という、パブリックコメントの意見募集の様式をお渡ししています。今年度につきましては、どのようなパブリックコメントのやり方で市民の皆さまにご意見を求めているのかについて、委員の皆様によく知っていただくために意見募集の用紙をお送りしているのですが、徳田副会長からご意見ありましたようにこのパブリックコメント用紙にHPのことも書いた方がいいのではないかと、記載のあり方からまた皆様にご意見いただければと思っております。それにつきましては来年度、皆様からのご意見をお訊きしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では報告事項3点についてご報告します。まず、あい・ボードの看板デザインについてです。あい・ボードについて、もっと市民の目をひくような掲示板にした方がよいというご意見を過去の審議会でもいただいており、第5次審議会でも答申をいただいていたことは、前回の審議会でも説明したとおりです。その後、予算の目途がついたことから、取付け可能なあい・ボードに上部看板を取付けることとしまし

た。この看板のデザインについて先月、文書を送り皆さまからご意見をお伺いしていたところです。いただいたご意見をもとに、右側の空白部分に市章を入れ、上部のフレーズの文字を大きくするなど、市が作成したデザイン原案を変更しています。市内 34 箇所のあい・ボードのうち、上部に物があって取り付けられないなど物理的に無理なところなどを除いた 29 箇所に設置します。設置は年度内に行う予定です。

次に、新たな市民参加の手法の実施についてです。市民の声を聴くための手法としては、パブリックコメントや審議会、市民会議などがありますが、その課題として、参加者が固定化していることが挙げられます。これは、全国で多くの自治体が課題として持っていますが、こうした現状を踏まえ、新たな市民の参加を促す新たな試みとしてプランクスツェレという、日本語で「市民討議会」という手法を次年度行う予定です。これは、簡単に言うと無作為抽出した市民による市民会議です。例えば、まちづくりに関するテーマなどを話し合ってもらうため、無作為に抽出した 1,000 人に通知を出し希望者を募るというものです。参加者には、責任ある言動をとってもらうため報酬を支払います。この市民会議は通知を受けた人たちしか参加資格はありません。案内文が直接、個人宛に届くことで、市政に関心の低かった市民が参加するきっかけをつくることを期待しています。全国的に有名なのは東京都三鷹市で、札幌市も数年前からこの手法を用いています。実施した市町村からは、この会議の参加者がその後も継続してまちづくりに参加するケースもあったと聞いています。市としては、次年度から始まる総合計画の策定において、広く市民の声を集めるためこの手法を実施する予定です。審議会、パブコメと比較しても予算がかかり、効果も見定めなければならないので、すぐに市民の声を活かす条例に位置づけることは適当ではないと考えていますが、市民参加の新たな手法としての可能性があるので皆様にご報告します。結果についても、この審議会でご報告していきます。

次に、審議会委員へのインタビューについてです。審議会的一般公募はなかなか人が集まらないのが現状です。そのため、広報で審議会に関する特集記事を掲載したいと思っています。そこで、審議会委員のインタビューを掲載するため、どなたか受けて下さる方がいないか委員の皆さんにお声掛けしていました。石丸委員からお引き受け下さるお返事をいただいたため、今後、インタビューをさせていただく予定です。記事は、広報5月号以降に出る予定です。

【渡邊会長】

ただいま報告がありました件について、質問ありますか。

【井出委員】

来年度から始まる新しい市民参加手続きの手法であるプランクスツェレは、1,000 人程度に希望を募って、案件にもよると思いますが、何人くらいの委員で構成する予定ですか。

【事務局（岩本主査）】

他の市町村でやっている例を見たのですが、やはり案件によって集まる人数が大きく変わってきて、

例えば、1,000人に送付案内した場合、170名近くの応募があったところもあれば、2～30人しか集まらなかったところもあります。市の定員としては、30人よりも多い定員で考えています。どのくらい集まるかについては送って見ないと分かりません。

【徳田副会長】

その時の案件としては、パブリックコメントに求めているような議題も当然含まれるということですか。あるいは、一般のまちの問題についてということですか。

【事務局（岩本主査）】

今、プランクスツェレの手法で考えているテーマですが、来年度から総合計画の策定準備に入るので、総合計画のことについて話し合ってください。総合計画なので、石狩市のまちづくりすべてに関わってきます。それを1日いっぱい缶詰状態で意見を出していただくのですが、テーマについては、例えば子育て、高齢者施策についてなど、今後検討していく予定です。

【徳田副会長】

まったく別の分野について含めるのは、ちょっと難しいかもしれませんが、できるだけパブリックコメントで意見を求めているような案件を含めて意見を伺うようなこともいいのではないかなと思います。

【事務局（岩本主査）】

今回のプランクスツェレについては、市の協働事業提案制度に基づきで石狩青年会議所からご提案いただいた事業であり、何回か打ち合わせを行っております。1日日程で話し合いを行うのですが、テーマが総合計画という大きいテーマであるため、1日では足りないくらい時間がかかります。せっかく集まってくださるので、担当としては徳田副会長がおっしゃるようなこともやっていきたいと思うのですが、今のタイムスケジュールでは厳しいのが現状です。

【事務局（加藤部長）】

私から補足します。担当からお話しした市民討議会ですが、私どもも初めての試みでありまして、まず自治基本条例に基づくところの協働事業提案制度でご提案があり、まず平成25年度にやってみようとしています。私どもも、やってみなければ、どういうところに利点があるのかわからないものですから、先ほど副会長からお話あった件については、今後の新たな手法として、検証してから進めていきたいと思っています。

【渡邊会長】

非常に良い試みだと思います。是非、積極的に進めていただきたいと思います。それでは、これで本日の審議会は終了したいと思います。

【事務局(林課長)】

今回の話し合いにつきましては、市民参加手続きの中で、パブリックコメントのあり方や審議会の傍聴者の関係も含めて、件数や傍聴者人数が少ないというご指摘を受けまして、それらを市民の方に周知、知らしめる方策を考えた方がいいのではないかというご意見があったと理解しております。また、アンケート、意見交換会等についての活用ももっとされた方がいいのではというご指摘、さらに西野委員からは具体的に、障がい者福祉都市計画等の策定につきましても、そういった手続きも活用した方がいいのではないかという意見も承いました。今回の議題は平成 23 年度の案件でございましたけれども、改めまして、7月に予定しています平成 25 年度の第 1 回審議会において、平成 24 年度の市民参加手続きの実施状況も確認をしていただきながら、更にご意見等をいただければと思います。よろしくお願いたします。

【渡邊会長】

平成 25 年度は今年度と同じように、2回の審議会を開催予定しております。先ほどお話ししましたとおり、答申案をまとめるという時期に入りますので、よろしくお願いたします。また、開催の時期が近くなりましたら日程調整等したいと思っております。それではこれで、平成 24 年度第 2 回市民参加制度調査審議会を終了いたします。

平成 25 年 4 月 20 日議事録確定

石狩市市民参加制度調査審議会

会 長 渡 邊 信 善